

平成 26 年

第 4 回市議会定例会 議案第 10 号

函館市地域会館条例の一部改正について

函館市地域会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域会館条例の一部を改正する条例

函館市地域会館条例（平成 16 年函館市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 1 号および第 2 号を削り，第 3 号を第 1 号とし，第 4 号を削り，第 5 号を第 2 号とし，第 6 号を削り，第 7 号を第 3 号とし，第 8 号から第 22 号までを 4 号ずつ繰り上げ，同項第 23 号中「函館市白井川会館，」および「，函館市尾札部中央会館」を削り，同号を同項第 19 号とし，同項中第 24 号を第 20 号とし，第 25 号から第 28 号までを 4 号ずつ繰り上げ，第 29 号を削る。

別表第 1 中

「

函館市小安西会館	函館市小安町 2 7 2 番地
函館市小安東会館	函館市小安町 4 6 9 番地
函館市小安中央会館	函館市小安町 7 1 7 番地 1
函館市釜谷会館	函館市釜谷町 3 0 0 番地
函館市汐首東会館	函館市汐首町 6 7 番地 2
函館市汐首西会館	函館市汐首町 3 3 1 番地 2

を

「

函館市小安中央会館	函館市小安町 7 1 7 番地 1
函館市汐首東会館	函館市汐首町 6 7 番地 2

に，

函館市古部会館	函館市古部町 4 2 2 番地	を
函館市白井川会館	函館市木直町 1 1 0 番地 2	
」		
函館市古部会館	函館市古部町 4 2 2 番地	に、
」		
函館市ポン木直会館	函館市木直町 7 2 2 番地 1	を
函館市尾札部中央会館	函館市尾札部町 4 9 9 番地 3	
」		
函館市ポン木直会館	函館市木直町 7 2 2 番地 1	に、
」		
函館市磯谷会館	函館市双見町 1 4 8 番地 9	を
函館市双見会館	函館市双見町 2 4 3 番地 2	
」		
函館市磯谷会館	函館市双見町 1 4 8 番地 9	に
」		

改める。

別表第 2 および別表第 3 を次のように改める。

別表第 2 および別表第 3 削除

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 削除

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

別表第 2 5 中「函館市白井川会館，」および「，函館市尾札部中央会館」を削る。

別表第 3 1 を削る。

附 則

この条例は，平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

小安西会館，小安東会館，釜谷会館，汐首西会館，白井川会館，尾札部中央会館および双見会館を廃止するため